

近畿税理士会

平成12年1月15日発行

泉大津支部だより 新春号

No.2

発行／近畿税理士会泉大津支部 支部長 榎本善夫
 泉大津市東豊中町1-11-16 ユタカマンション202号
 編集委員／中尾信雄・藤本茂郎・原 正人・石川光徳・小柳孝平

TEL.0725 (45) 8747



初 夢

林 武 史



1億総中間。嵐の前の不気味な静けさ漂う。日本全体オーバーストック現象発生。金、金、金余り。プラザ合意。円高クラッシュ。公定歩合引き下げ。円高クラッシュ迎撃。貸出競争突入。東京発バブル発生。一局発多極分散バブル。世界発経済的クラッシュに対する日本的伝統的回避手法。国内外の株、不動産、会員権等買いあさる。貸出ストップ。バブルはじけた。借方消し飛んだ。♪シャボン玉飛んだ。屋根まで飛んだ。屋根まで飛んで、900兆円消し飛んだ♪。貸方がポチポチ重荷になってきたぞ。国家財政もピンチ。隠れ不良債権発生。スパイラルに不況突入。つるべおとし。東南アジア為替クラッシュ、追い打ち掛ける。現在に至る。

夜が明けた。目が覚めた。輝かしい21世紀。桃源郷の待つ21世紀。日本は遂に宣言した、世界に向けて。物と心のバランスの取れた近代化を請負います。途上国の皆様、日本に近代化を任せなさい。皆様にとって最適の近代化を請負います。欧米の皆様、私に近代化を任せなさい。弱肉強食に出来るだけ歯止めを掛けて見せますよ。世界の皆様よろしくお願い致します。私共はオーダーメイドですよ。21世紀は日本に任せて下さいよ。安くしておきますよ。悪い様にはしませんよ。

ポチポチ、オーダーが来ましたな番頭さん！嬉しいですな番頭さん！ホンマに正夢ですな番頭さん！



新年号 主な内容

- 1面…新年によせて 初夢
- 2面…大阪国税局調査部当時の思い出・誌上研修
- 3面…誌上研修
- 4面…同上
- 5面…知識あれこれ「インターネットを使いましょう」
- 6面…同上
- 7面…心のひろば「秋季小旅行での思い出」
- 8面…告知板・原稿募集・納付書にご注意！





大阪国税局調査部当時の思い出

中尾 信雄

私は平成元年7月、大阪国税局を退官と同時に税理士登録をさせて頂き漸く10年が過ぎた次第ですが、約20年余り以前に勤務した調査部（現在の調査第1部）当時の思い出を差し支えない範囲でご紹介したいと思います。

調査部の各部門は主として担当業務により所掌していますが、特別国税調査官は大規模法人の調査を担当することになっています。特別国税調査官以下5名が1チームとして編成され、1法人（1事業年度）の調査予定日数は延400日、調査対象法人の規模は資本金が概ね100億円以上で国内は元より世界各地に事業所があり、社員の数も10000名を超え、関連会社は100社以上、売上高も数千億円から数兆円と云った文字通り世界的な規模のマンモス法人を僅か5名で

調査するという訳でしたから心身共大変な仕事であると同時にやり甲斐のある仕事でもありました。従って1チームの年間調査件数は3件から4件がやっとの状況でした。

調査で一番苦勞したことは取引金額が大きいので電卓に入り切れないこと、これは100万円以下の6桁を無視することと慣れることによりカバーすることが出来ました。次に会社の業務書類、通信文書等が世界各国語で書かれていることです。これについては会社の元海外勤務者に翻訳を依頼した次第です。又、事案の審議会には当時の調査部長谷口米生氏（現在大阪銀行頭取）以下の幹部が出席して親しく活発な意見交換が行われたことが、今では懐かしく思い出されます。

第2回 誌上研修

住宅借入金等 特別控除について

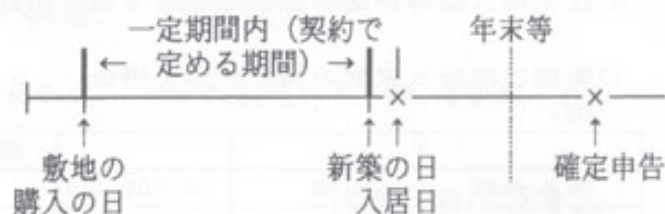
研究部／石川 光徳・上吹越 弘

平成11年度の税制改正において、住宅促進税制について「住宅を取得した場合の所得税額の特別控除制度」について改正が行われた上、「住宅借入金等特別控除制度」に改組されました。
（平成11年 3月31日公布、4月 1日施行）

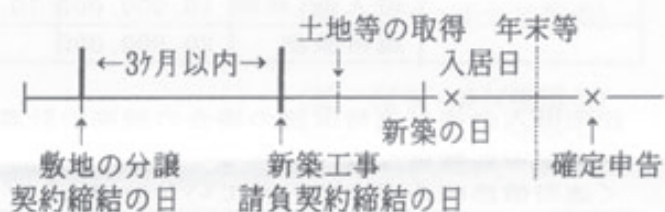
1. 住宅借入金等特別控除制度の概要

項 目	改 正 後
1. 控除対象 借入金等 の額	①住宅の新築・取得 ②住宅とともに取得する敷地の取得 ③一定の増改築等 ①②③のための借入金等 （償還期間10年以上）年末残高 （最高 5,000万円）

2. 対象住宅等 床面積要件 築後年数要件	①住宅の新築 (50㎡以上) ②新築住宅の取得 (50㎡以上) ③既存住宅の取得 (50㎡以上) イ. 耐火建築物 築後25年以内 ロ. イ以外の建築物 築後20年以内 ④増改築等 (50㎡以上)
3. 控除期間	①平成11・12年居住分……15年間 ②平成13年居住分……6年間
4. 控除額	①平成11・12年居住 1～6年目 $A \times 1.0\%$ (最高50万円) 7～11年目 $A \times 0.75\%$ (最高37.5万円) 12～15年目 $A \times 0.5\%$ (最高25万円) 最高合計 587.5万円 A: 各年末の住宅借入金等残高合計 (最高5,000万円) ②13年居住分 1～6年目 (最高合計25万円) $A \leq 2,000$ 万円 $A \times 1.0\%$ $A > 2,000$ 万円 (A最高3,000万円) $A \times 0.5\% + 10$ 万円 (最高25万円)
5. 控除方式	税額控除
6. 所得要件	合計所得金額 3,000万円以下
7. 適用期限	平成13年12月31日
8. 居住用財産の譲渡損失繰越控除制度との関係	併用可



- ③家屋の新築の日前に3ヶ月以内の建築条件付きでその家屋の敷地を購入した場合
(条件: 3ヶ月以内に請負契約が成されることを条件とする解除条件付契約
分譲者: 宅地建物取引業者)



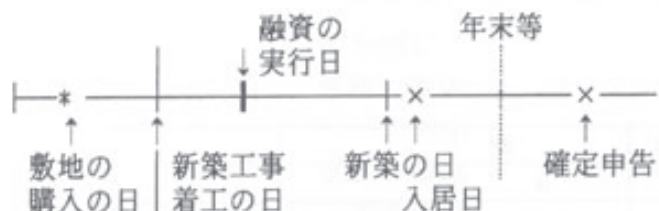
- ④家屋の新築の日前 2年以内にその家屋の敷地を購入した場合
借入先: ①金融機関等
貸付条件: 家屋に抵当権が設定されるもの
借入先: ②給与支払者等
貸付条件: イ. 家屋に抵当権が設定されるもの
ロ. 一定期間内に住宅を建築することを条件として貸付されるもの



3. 留意点

2. 新築家屋に係る土地等を先行取得した場合のイメージ図

- ①家屋の新築の日前にその新築工事着工の日後に受領した借入金等によりその家屋の敷地を購入した場合
(条件: 公的機関等からの借入金)



- ②家屋の新築の日前に一定期間内の建築条件付きでその家屋の敷地を購入した場合
(条件: 建築条件付契約で、かつ、契約解除又は買戻特約付契約
分譲者: 公的機関等)

- ①共有で住宅を購入する場合
家屋… 夫名義 土地… 妻名義
○住宅と敷地を一体として取得することが要件
妻… 受けられない
○夫婦ともに住宅ローン控除受けるためには、住宅も敷地も共有又は住宅のみ共有の場合

- ②平成10年中に住宅の取得等をした場合で
平成11年 1月 1日以降に居住の用に供した場合
(取得の日等から6ヶ月以内居住の用に供し、居住を受けようとする年の12月31日まで引き続き居住の用に供している)
○改正税法適用

- ③平成13年居住分…敷地部分に係る借入金
○住宅ローン控除適用有り

- ④平成11年 1月 1日～平成11年 3月31日の間に居住の用に供した場合
○改正前の制度と改正後の制度のいずれか有利な方を選択適用

4. 住宅借入金等が連帯債務の場合の残高の計算

1) 敷地の持分と家屋の持分が同じ場合

(例)

			持分・夫	妻		
1. 購入金額	土地	16,000,000	1/2	1/2		
	建物	24,000,000	1/2	1/2		
	合 計	40,000,000				

		計	夫	妻		年末残高
2. 資金内訳	頭金	10,000,000	5,000,000	5,000,000		
	借入金(単独)	10,000,000	10,000,000	0		9,000,000
	連帯債務	20,000,000				19,000,000

住宅借入金等が連帯債務の場合の残高の計算明細書(改正前の計算明細書を基に作成したもので改正後の明細書とフォームが異なる場合があります)

＜連帯債務割合が定められていない場合＞

各 人		夫	妻	
土地・建物取得対価の額				
○土地・建物を一括購入の場合はその総額			土地	16,000,000
○増改築の場合はその増改築費用	①		建物	24,000,000
			計	40,000,000
持分割合	土地	②	1/2	1/2
	建物	③	1/2	1/2
各人の対価の額 ①×②	④	8,000,000	8,000,000	
各人の対価の額 ①×③	⑤	12,000,000	12,000,000	
④+⑤	⑥	20,000,000	20,000,000	
各人の連帯債務以外の資金	⑦	15,000,000	5,000,000	
①のうち連帯債務によるもの ⑥-⑦	⑧	5,000,000	15,000,000	
各人の⑧の合計額	⑨			20,000,000
各人の連帯債務割合 ⑧/⑨	⑩	0.25	0.75	
連帯債務による借入金の年末残高	⑪			19,000,000
連帯債務割合による年末残高 ⑪×⑩	⑫	4,750,000	14,250,000	
⑦のうち借入金年末残高	⑬	9,000,000	0	
住宅借入金等年末残高 ⑫+⑬	⑭	13,750,000	14,250,000	



2) 敷地の持分と家屋の持分が異なる場合

(例)

			持分・夫	妻		
1. 購入金額	土地	16,000,000	2/2	0		
	建物	24,000,000	1/2	1/2		
	合 計	40,000,000				

		計	夫	妻		年末残高
2. 資金内訳	頭金	10,000,000	5,000,000	5,000,000		
	借入金(単独)	10,000,000	10,000,000	0		9,000,000
	連帯債務	20,000,000				19,000,000

住宅借入金等が連帯債務の場合の残高の計算明細書(改正前の計算明細書を基に作成したもので改正後の明細書とフォームが異なる場合があります)

＜連帯債務割合が定められていない場合＞

各 人		夫	妻	
土地・建物取得対価の額				
○土地・建物を一括購入の場合はその総額		土地	16,000,000	
○増改築の場合はその増改築費用	①	建物	24,000,000	
		計	40,000,000	
持分割合 土地	②	2/2	0	
建物	③	1/2	1/2	
各人の対価の額 ①×②	④	16,000,000	0	
各人の対価の額 ①×③	⑤	12,000,000	12,000,000	
④+⑤	⑥	28,000,000	12,000,000	
各人の連帯債務以外の資金	⑦	15,000,000	5,000,000	
①のうち連帯債務によるもの ⑥-⑦	⑧	13,000,000	7,000,000	
各人の⑧の合計額	⑨			20,000,000
各人の連帯債務割合 ⑧/⑨	⑩	0.65	0.35	
連帯債務による借入金の年末残高	⑪			19,000,000
連帯債務割合による年末残高 ⑪×⑩	⑫	12,350,000	6,650,000	
⑦のうち借入金年末残高	⑬	9,000,000	0	
住宅借入金等年末残高 ⑫+⑬	⑭	21,350,000	6,650,000	



- 《参考文献》①岡本 忍・与良 秀雄「住宅借入金等特別控除」(財)大蔵財務協会
 ②「平成11年度税制改正のポイント」税研情報センター
 ③週間税務通信/税務研究会
 ④「平成11年度改正税法研修会資料」近畿税理士会



知識あれこれ

インターネットを使いましょう! 《第2回》

～インターネット活用法(使い方いろいろ)!～

延 時 隆

1. パソコン・インターネットの普及の早さ

新しくパソコンを購入するとき、インターネットへの接続が難しいときは、家電店・パソコンショップで、1万円前後でしてくれます。また、パソコン雑誌に接続方法が毎回掲載され解説されていますし、付録のCD-ROMを使って簡単に接続できます。パソコンの導入・利用ノウハウは、廉価なパソコン雑誌で得られます。インターネットと、パソコンの利用に伴う相談・

トラブルは、まずは身近なところで熟知している人を探しておくことがなによりでしょう。

FAXが登場してからの普及度を思い出してください。それと同様に、パソコンはその便利さ、インターネットの情報量の豊富さをもってして、大変な速度で会社・家庭に浸透するでしょう。われわれ会計人もうかうかしておられません。

2. インターネット接続のための用語

①プロバイダー

一定の料金で専用の高速のコンピューター回線に一般の電話回線などを通じて接続できるようにしてくれる業者。毎月、定額制と利用時間に応じた従量制の組合せの料金体系です。1ヶ月10～15時間前後で約2千円ぐらい。(以下、メジャーなプロバイダー)

@nifty、AOL、ASAHIネット、BIGLOBE (NEC)、InterQ、IJJ4U、InfoSphere、OCN (NTT)、So-net (ソニー)、リムネット

②アクセスポイント

プロバイダーの電話回線網の各基地、たとえば北海道のホームページを開いていても、北海道への市外料

金がかからず、プロバイダーのアクセスポイントに最寄りの市内電話番号があれば、市内電話料金で済みます。

③オンライン・サインアップ

プロバイダーに入会するために、モデムや電話回線を使って、直接インターネットで登録手続きをすること。

④ブラウザ

インターネットのホームページの画像・文書を表示・見るためのソフト。代表的なものは、インターネット・エクスプローラーIEとネットスケープ・ナビゲーター



3. 便利なインターネット

いまや、いつでもどこでも「インターネット」が話題になっています。その中心は、電子メール(インターネットメール)とホームページ。電子メールは今、確実に、電話・FAXという方法と並んで、パソコンを持てば、ものの1秒で、手許の情報を先方に(1人でも多人数でも同時に)伝える手段です。

ホームページは、新聞・雑誌・本よりリアルタイムに速報性ある形で、身近なパソコンを介して、ありとあらゆる情報を掲載している発信源です。居ながらにして、音あり、画像・写真ありで、欲しい情報がすぐに手に入ります。



4. 電子メール

①相手に確実に即座に！

電子メールは、1行であろうと50行であろうとその内容を、発信者・受信者双方に確実に残るかたちで(深夜であっても)相手の不在・距離・時刻を気にすることなく、即座に(約1秒)、FAX・電話より安価に、伝えることのできる情報伝達の手段です。

②電子メールに添付ファイルをひっつけて送信

ワープロソフト・表計算ソフト(エクセル・ロータス)で作成したファイルをメールといっしょに送信することができます(これを添付という)。

手紙と小包を合わせて送ることと同じです。

FAXでも同じようなことができますが、本質は全然違います。すなわち、FAXでは、紙にコピーされた

ものであるから、加工修正するにしても、その文字などを見ながら、作成者と同じプロセスを経て最初から作成することになります。一方、添付ファイルでは、フロッピーでファイルの現物をそのまま渡すことと同じように、相手は他人の作った文章・ファイルを自由に加工修正・編集できます。たとえば、関与先が日付のない議事録、案内文などのワープロ文書を渡されたものに日付を記入するとか、また、あらかじめ計算式で作成した在庫表などに、数量と単価さえ入れることで、いとも簡単に表ができます。

※メールアドレスをお持ちの方は、次号以降から、掲載しますので、ご希望があればお申し出下さい。



秋季小旅行での思い出

原 正人

去る10月3日、4日と南信州の支部秋季旅行に参加しました。僕自身は支部の幹事として、初めての担当事業であった為、出発の数日前から様々な不安が頭をよぎり、緊張の連続でした。当日の天気はどうかとか、部屋割りはこれで良いのかとか、食事の献立まで気になってしまう程でした。

そうこうしている内に、旅行の当日、天気は小雨模様で心の中は不安でいっぱい。三人の先生を車で迎えに行き、そして集合場所へ着くと誰も来ていませんでした。一人二人と参加者が集まり、全員がそろそろ何事もなかった様にバスが出発しました。

三時間余りバスが走った後、恵那のドライブインで昼食、参加された先生方の笑顔や、楽しい会話がやっと気持ちを落ち着かせてくれたものです。この旅行の最初の目的地は、馬籠から妻籠への中山道ウォーキング。この頃には晴れ間も見えはじめ、天気の心配はなさそうでした。全行程4Kmの中

山道の散策、緑の木々におおわれた山の細道を、おいしい空気を味わいながら歩くと、何か体の中が浄化されていく様な心地良さがありました。壮快な気分で歩き続けていると、胸ポケットの携帯電話のベルが大きく鳴り響き、あわてて耳にあてると、旅行社の添乗員の女性から「今、どこにいてはりますか」こともあろうに、旅行の担当者がすっかり道に迷ってしまい、行けども行けども自分達のバスに到着できないという体たらくでした。ヒヤヒヤしながらバスにたどり着くと、かなり待たされたはずの先生方のあたたかい笑い声に随分と救われた思いがしたものです。

当日の宿は「石苔亭いしだ」。和風の雰囲気が大変良く、風呂も食事もなかなかの上出来だったように思います。楽しい宴会の中で、幹事である為にいつもよりもくつろいでない自分自身に、少し悔しい気持ちがありましたが、これも人生の修行かと悲しいプラス思考に気持ちをきりかえました。

翌日は、ゴルフ組と観光組に分かれての行動でしたが、僕は伊那谷道中という所で半日ゆっくりとくつろぎました。中でも紙漉きを体験し、思いのほか、素晴らしい出来のはがきを作れた事がいい思い出になりました。少し苦労もありましたが、大勢の先生方に助けられ、無事に帰ってこれました。今後こういう機会が与えられましたら、もっとがんばらなければという感謝の気持ちでいっぱいです。

御協力ありがとうございました。



告 知 板

〈支部行事〉

- 1月18日 連絡協議会 リーガホテルアルザ泉大津
新年懇親会 同上
1月27日～3月10日 年金事前指導並びに地区相談会場における税務指導及び相談
4月 会員と家族・職員との懇親会（予定）
5月 支部定期総会

〈会員の異動〉

転出 平成11年 9月24日 飯森 光 男 先生 天王寺支部へ
10月15日 佐邊 壽 人 先生 八尾支部へ

新入 平成11年11月17日
杉本 和 則 先生 事務所 〒594-0002 和泉市上町691-1 (0725)41-0396
西嶋 靖 夫 先生 事務所 〒594-1155 和泉市緑ヶ丘3-5-15 (0725)53-0702



杉本和則先生

11月17日付をもちまして税理士登録致しました杉本和則と申します。

一日も早く諸先輩方のように尊敬される税理士となるよう張り切っています。若輩の身ではありますが、今後ともよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。



西嶋靖夫先生

11月17日に皆様の仲間に入れて頂きました西嶋靖夫です。靖夫の靖は靖国神社の靖と説明しても分かってもらえる人が少なくなりました。42年（誕生）当時は一世を風靡した名前だったらしいのです。

今後よろしくご指導の程をお願いします。

次号原稿募集について

業務についてや、趣味について、また、日々感じることなど、貴方の声をお寄せ下さい。原稿用紙がございましたので、事務局又は広報委員会の藤本、小柳までご連絡いただくか、24文字×70行前後（横書き）の書式でお願い致します。

尚、特定の政治や信教等についての内容の場合、掲載を見合わせる場合がございますので予めご了承ください。ぜひ誌上にご参加ください。お気軽にご寄稿をお待ちしております。

納付書にご注意！

KSKシステムの導入により、納付書様式が変更されています。新方式の納入手続きは、銀行→日銀→各税務署という流れで、データだけが税務署のほうへ届くようになった様です。もし間違い記入があれば、他の税務署へ行くことになります。また、納付書の控えも税務署へは届かなくなりました。従って、税務署番号、整理番号にもし誤りがあった場合には、確認作業に時間がかかり納税証明などに支障を来すこととなります。

税務署の対応としては、納付書を交付するときは、それに税務署番号等をプレプリントしたものを交付することになりました。納付段階で各種のトラブルが予想されます。銀行の窓口においても、記入の仕方が悪ければ再記入を求められたりする場合もあるでしょう。当分の間は混乱するでしょうから、お互い最小限のトラブルで済むよう気をつけたいものです。

謹賀新年

— your best partner —

大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、OA機器、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、健康器具

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
義公益社、カーリース、人材派遣
セキュリティ